

# 嘉麻市で新婚生活を始める方を応援します!

## 補助金額

婚姻時に夫婦ともに  
29歳以下の世帯  
1世帯あたり **60万円**

上記以外の世帯  
1世帯あたり **30万円**

を上限に補助

## 新たに婚姻した世帯の新居の賃貸借費用・引越費用を補助します!

### 対象世帯

次の①～⑧のすべてを  
満たす世帯

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ② 夫婦ともに嘉麻市に住民登録を有し、申請時に夫婦のいずれかの住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して居住する意があること
- ③ 婚姻時に夫婦ともに39歳以下であること
- ④ 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの夫婦の所得を合計した額が500万円未満であること  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ⑤ 市税等の滞納がないこと
- ⑥ 生活保護による住宅扶助や他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑦ 過去に結婚新生活支援事業に基づく補助を受けていないこと
- ⑧ 暴力団員でないこと

### 対象となる費用

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日までの間に  
支払った次の経費が対象となります。

- 住宅賃借費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)  
※夫婦のいずれかが賃貸借契約を交わした物件(夫婦の2親等以内の親族及び姻族が所有するものを除く)  
※賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く
- 引越費用  
(引越業者又は運送業者等への支払いに係る実費)



### 申込手続

令和5年6月1日(木)から  
令和6年3月31日(日)までに  
次の書類を企画調整係に  
直接ご提出ください。

様式は、企画調整係で直接受取るか  
嘉麻市ホームページからダウンロードできます。

- ① 嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ③ 夫婦の令和5年度(令和4年分)所得証明書  
(令和5年1月2日以降に転入した場合)
- ④ 賃貸借契約書の写し(住宅賃借の場合)
- ⑤ 住宅手当支給証明書(住宅賃借の場合)
- ⑥ 住宅賃借費用及び引越費用の領収書等の写し
- ⑦ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し  
(貸与型奨学金の返済を行っている場合)
- ⑧ 誓約書兼同意書
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

### 【継続申請の場合】

※継続申請…初めて補助金を受けた年度に上限額に達していない場合は、翌年度以降、補助金の額が上限額に達するまで継続して補助金の申請ができます。ただし、上限額から既に交付を受けた補助金額を控除した額を限度とします。

- ① 嘉麻市結婚新生活支援事業補助金交付申請書  
(継続年度用)
- ② 住宅手当支給証明書(住宅賃借の場合)
- ③ 住宅賃借費用及び引越費用の領収書等の写し
- ④ 誓約書兼同意書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

### 申請後の流れ

審査結果の通知をお送りします。  
決定通知を受けた申請者は、  
請求書をご提出ください。

指定された  
口座へお振込み  
します。

### ●お問合せ・申込先/

総合政策課 企画調整係(本庁舎3階)

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180-1

☎42-7401 E-mail: kikaku@city.kama.lg.jp